

自ら評価の評価手法案に関する論点メモ（生体牛）

1. 侵入リスクの判定

（1）加重係数

●加重係数の定義

英国基準期間(1988～1993年)における BSE 有病率は5%とされており、この期間に英国から輸入された生体牛の加重係数を1と設定。

●英国及び欧州の加重係数

(現在の加重係数)

・英国については、SSC GBR（旧評価手法）の加重係数をそのまま使用

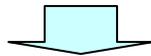
生体牛	1987年以前：0.1	肉骨粉	1986～1990年：1
	1988～1993年：1		1991～1993年：0.1
	1994～1997年：0.1		1994年以降：0.01
	1998年以降：0.01		

・英国以外の欧州については、欧州（中程度汚染国）と欧州（低汚染国）の2つに大きく分けて、SSC GBR（旧評価手法）における加重係数を参考に、係数を決定

欧州（中程度汚染国）：全期間（1986～2007年）について0.01

欧州（低汚染国）：1986～1990年は0.001、1991年以降は0.01

(ただし、EFSAの改正GBRの本文中の記載を参考にして、英国から輸入した肉骨粉を再び輸出した可能性が高い国（フランス、オランダ、ベルギー、イタリア）については、1986～1996年の期間の肉骨粉は0.1を用いる)



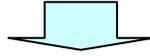
(変更案)

欧州全体で完全飼料規制が実施された2001年から5年経過した2006年以降については、0.001とする。

●北米（米国、カナダ）の加重係数

(現在の加重係数)

北米（米国・カナダ）については、BSEの発生が比較的最近であり、SSC GBR（旧評価手法）では加重係数が設定されていないため、自ら評価の評価手法案（たたき台）では、暫定的に2001年以降について0.001とした。



(変更案)

米国及びカナダについては、プリオン専門調査会で行った米国・カナダ産牛肉のリスク評価でサーベイランスデータから推定した有病率（米国は100万頭で約1頭、カナダは100万頭で5～6頭）を基に算出した加重係数とする。また、期間については、これまでに両国で発見されたBSE陽性牛の生まれ年を基に設定する。

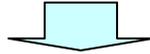
米国：1993年以降 0.00002

カナダ：1989年以降 0.0001

●日本の加重係数の設定

(現在の加重係数)

自ら評価の評価手法案（たたき台）では特に設定せず。



(変更案)

プリオン専門調査会で行った米国・カナダ産牛肉のリスク評価でサーベイランスデータから推定した日本の有病率（100万頭で5～6頭）を基に算出した加重係数とする。また、期間については、これまでに日本で発見されたBSE陽性牛の生まれ年及び飼料規制の実施時期を考慮して設定する。

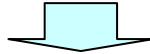
日本：1992～2006年 0.0001

2007年以降 0.00001

●GBRⅢでBSE非発生国（メキシコ、チリ）の加重係数の設定

(現在の加重係数)

自ら評価の評価手法案（たたき台）では特に設定せず。



(対応案)

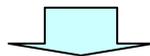
案の1：非発生国であり、有病率から算出することは不可能であるため、今回の加重係数で一番小さい米国と同様の数字を設定する。

案の2：メキシコ及びチリについては、OIEのBSEステータス認定で管理された国となっていることから、A型サーベイランス（95%の信頼性で、成牛群における有病率（10万頭に1頭）の検出が可能なサーベイランス）を基に算出した加重係数（0.0002）を設定。時期については、いつからとするか要検討。

案の3：メキシコとチリは今回の自ら評価対象国でもあることから、その結果を踏まえて検討することとする。

(2) 侵入リスクからの除外理由

- オーストラリアの回答書の添付資料（オーストラリアが自ら行った評価）では、リスク考慮対象外として以下の除外理由が記載されている。
 - ① 輸入元の英国の農場でBSEが発生していない（英国からの輸入牛）
 - ② 1976年7月以前生まれの牛（欧州からの輸入牛）
 - ③ 調査時にまだ生存していた、あるいは再輸出された牛
 - ④ 調査時に既に死亡していたが、レンダリングに入らなかった牛
 - ⑤ オーストラリアで飼料規制が実施された1997年10月以降のと畜牛
 - ⑥ 死亡時に10歳以上であった牛
 - ⑦ 北米で飼料規制が実施された1997年10月以降に生まれた牛（北米からの輸入牛）



(対応案)

1976年7月以前生まれの牛、あるいは飼料チェーンに入らなかったと考えられる牛についてはリスク考慮対象外とする。（上記の中で、②、③、④は除外理由とする。それ以外については除外理由とはしないが、この中で飼料チェーンに入らなかったと推定される牛については除外する。）

- メキシコの回答書では、「輸入品は主として、管理されたリスク国である米国とカナダから来る」とされている。



(対応案)

OIEで「管理されたリスク国」であること等は除外理由とはしない。

(3) 回答書でデータの記載が無い期間の取り扱い

(対応案)

原則として各国からの回答書の情報に基づき評価を進めることし、データ不足で評価が困難な部分については不明とする。

なお、参考情報として、貿易統計から入手したデータを輸入実績の整理表に記載する。

2. 暴露・増幅リスクの判定

(1) 暴露・増幅リスクの判定方法について

(対応案)

安定性要因のうち、最初に飼料規制の状況及びSRMの利用実態を考慮し、その他レンダリングの条件や交差汚染防止対策等を踏まえて暴露・増幅リスクを判定する。

また、自ら評価の評価手法案（たたき台）では5年毎に判定をするとしていたが、規制措置の変更等があった時期を区切りとする。

(2) 回答書で記載がない項目等の取り扱い

(対応案)

原則として各国からの回答書の情報に基づき評価を進めることし、データ不足で評価が困難な部分については不明とする。

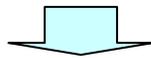
3. サーベイランスによる検証等

サーベイランスの概要・成績やBSE認知プログラム・届出義務などについては、評価にどのように反映させるか。

4. 生体牛リスクの総括

(たたき台)

過去5年間毎の侵入リスク及び暴露・増幅リスクについて記述し、最終的に2006年以降の生体牛のリスクを「高い」、「中程度」、「低い」、「非常に低い」、「無視できる」の5段階で評価する。結果の判定にあたっては、利用可能であれば、母集団の構造、サーベイランスのデータ、BSE認知プログラム・届出義務等も考慮する。



(変更案)

生体牛の総括として5段階で判定することは行わず、侵入リスク及び暴露・増幅リスクの判定結果、並びにサーベイランスの実施状況等を記述する。